

千早赤阪村新型コロナウイルス感染予防対策基本方針

～令和2年9月24日変更～

本村は、「新しい生活様式」のもと、新型コロナウイルスの村民への感染を防止し、健康被害や生活への影響を最小限に抑えるとともに、感染予防対策に努めながら学校、社会経済活動、地域活動を徐々に動かすなど両立させていきたいと考えています。

なお、感染予防対策として、国や大阪府の取組みや感染状況を踏まえつつ、次の対策を講じることとします。また、措置期間中に、国や大阪府の取組みが変更される場合などは、適宜、整理します。

1 村民の皆さんに対するお願い

当分の間、ご自身はもとより、家族や大切な人を守るため、村民一人ひとりが無症状でも感染している可能性を認識し、他人に感染させない慎重な行動をお願いします。

- (1) 「新しい生活様式」（5月4日厚生労働省発表）を日常生活に取り入れていただくようお願いいたします。
- (2) うつらない・うつさない対策の徹底をお願いします。
 - ・3密（密閉・密集・密接）の条件が重なる状況を回避。
 - ・手洗い、咳エチケットなど一般的な感染予防の徹底。
 - ・症状がなくてもマスクを着用。
 - ・会話はできるだけ真正面を避ける。
 - ・人との間隔はできるだけ2m（最低1m）程度の距離を確保。
- (3) 移動に関する感染対策も心がけてください。
 - ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 - ・帰省や旅行は控えめにし、出張はやむを得ない場合に。
- (4) 風邪症状や発熱などがあるときは休養をとり、事前に電話連絡で医療機関などに相談をお願いします。

2 事業者の皆さんに対するお願い

感染拡大の防止を図るため、事業者に対し、次の対応を行うことをお願いします。

- (1) 飛沫感染防止
 - ・マスクの着用。
 - ・可能な限り席と席の距離を取り、混雑時には入場制限などを実施。
 - ・レジなどにおける近距離での行列の回避。
 - ・施設の換気の徹底。
- (2) 接触感染防止
 - ・共用部分の定期的な消毒。
 - ・入口及び、施設内に手指消毒設備を設置。
 - ・同一の容器による試飲・試食や現金の直接の手渡し回避。
- (3) 感染の可能性のある者の施設入場制限。
 - ・従業員、来場者の検温や体調確認による入場制限。
- (4) 高齢者施設等においては施設における感染予防対策を徹底。

3 学校の再開

村立小中学校について、引き続き、平常授業で教育活動を実施します。

なお、教育活動にあたっては、最も感染拡大リスクを高める3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）を極力回避した上で、引き続き、感染予防対策を施しながら対応します。

4 各種団体など行事（イベント・会議など）の開催

感染予防対策と経済社会活動の両立を図るため、徹底した感染予防対策の下で安全なイベント・会議などの開催を日常化していくこととします。そのためこれまでの参加者の人数制限について一部緩和します。

一部緩和にあたっては、イベント・会議などの主催者及び施設管理者の双方において業務別ガイドラインや施設ガイドラインにより担保され、かつ、感染防止の取組みが公表されている場合で感染予防対策の徹底などを前提に適用します。

各施設の参加者の人数制限については、次のとおりです。

【参加者の人数制限】

区分	施設名	制限内容など
制限緩和する施設	屋内 くすのきホール会議室 図書室 郷土資料館 B & G 海洋センター	感染予防対策の徹底などを前提に100%以内の収容を可能とする
	屋外 村民運動場 テニスコート 多目的広場	
再開する施設	屋内 くすのきホール ホール	観客に大声での歓声・声援などが無いことを前提としうる場合で感染予防対策を前提に100人まで
制限継続する施設	屋内 いきいきサロンくすのき いきいきサロンやまゆり	高齢者施設のため人数制限を継続する、ただし、十分な人と人との距離（1m）を保つことで人数制限を緩和する
再開を見合わせる施設	屋内 いきいきサロンくすのき 娯楽室	換気の悪い密閉空間のため、当分の間、再開を見合わせる
	屋内 いきいきサロンやまゆり 娯楽室	カラオケ使用は大声の発声による飛沫拡大のため、当分の間、再開を見合わせる

※詳細な利用制限は、各施設の感染予防ガイドラインに基づき実施します。

【感染予防対策の徹底】

ア 3つの密（密閉、密集、密接）の回避を徹底すること。

イ 大声での発声、歌声や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

ウ 適切な感染予防対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

※感染予防対策を行うことができないイベントなどは、引き続き、中止又は延期の検討を要請

します。

※資料1「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）」を参考に、イベントなどの形態に応じ必要な措置を講ずるよう要請します。

5 村主催の行事（イベント・会議など）の開催

村が主催するイベントについては、基本的に延期または中止とします。会議については必要性により開催しなければならない場合は、資料1「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を徹底した上で実施します。

ただし、適切な感染予防対策が実施できない場合は、引き続き、中止又は延期します。

6 村内公共施設における感染予防対策

村内の公共施設については、引き続き、感染予防対策を講じて開館します。資料2「村内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を基本に、各施設における感染予防ガイドラインに基づいた対応を実施します（村ホームページ参照）。

7 感染者発生時

保健所などと連携を図りながら対応を実施します。

8 措置期間

変更後の基本方針は、当分の間（令和2年10月1日から11月30日まで）とし、感染状況により適宜、整理します。

「感染拡大リスクの高い3つの条件」

- 1 換気の悪い密閉空間
- 2 多数が集まる密集場所
- 3 間近で会話や発声をする密接場面

イベント・会議など（以下「行事」という。）の開催にあたっては、上記「感染拡大リスクの高い3つの条件」を避けることを徹底し、対策を講じるものとする。

（1）行事の開催前の対応

- ①下記に該当する者は参加しないよう周知する。
 - ア 参加時に体温が高い（概ね37.5度）もしくは咳など感冒症状がある。
 - イ 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした。
 - ウ 過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある。
- ②参加者の多くが手に触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
- ③参加者が会場に入る前に手洗いもしくは手指消毒を徹底する。
- ④参加者にマスク着用を徹底する（咳エチケットを勧奨する）。
- ⑤参加者名簿を作成するなど連絡先を把握する。

（2）会場の環境整備

- ①屋内における換気の実施（30分に1回は2方向の窓を開け外気による換気を行う）。
- ②人を密集させない（会議形式の場合は席の間隔を空ける。）。
- ③参加者の多くが手に触れる場所の定期的な消毒。
- ④手指消毒剤の設置。

（3）運営における留意点

- ①参加者を極力制限して密集を避ける（できるだけ2m（最低1m）空ける。）。
- ②時間の短縮に努める。
- ③近距離での発言、発声を最小限とする。
- ④食事の提供は、大皿などの取り分けは避け個別に提供する。
- ⑤人と人が接触する活動は禁止する。
- ⑥定期的に室内の換気を行う。

村内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）

～令和2年9月24日変更～

1 再開に向けた考え方

- ・村内公共施設については、施設ごとに再開に向けたガイドラインを作成し、徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- ・村外からの来館者などが多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ・感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

2 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<施設的环境整備>

- (1) 手指の消毒設備、受付窓口などに飛沫飛散防止シールドの設置を行うこと
- (2) 「3つの密」を徹底的に避けること
※感染状況に応じ、徹底した感染予防対策が来館者及び施設管理者の双方において担保され、かつ、感染予防の取組みが公表される場合に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合は、人数制限（例：使用面積を3.14㎡/人で除した人数、使用定員の50%以内）を設定するなど施設管理者が適切に判断する。
- (3) 定期的に換気を行うとともに、椅子の配置などに配慮し、人と人との距離を適切にとること（更衣室、休憩・待機スペースなど）
- (4) ごみの廃棄は、ビニール袋に入れて密閉して縛ること

<来館者>

- (1) 体調が悪い場合、家族などで感染者が疑われる人がいる場合など自主的に参加を見合わせる
- (2) 必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
- (3) マスクの着用などの要請を行うこと
- (4) 基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと（手洗い、手指消毒など）
- (5) 必要に応じて、入館時に検温などを行うこと
- (6) 来館者名簿を作成するなど連絡先を把握すること（感染経路の把握）
- (7) 大きな声での会話などをしないこと
- (8) 人と人との距離を2m（最低1m）以上確保すること

<職員>

- (1) 検温などによる体調管理を徹底すること
- (2) マスク着用を励行すること
- (3) 勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- (4) 休憩・食事時間を分散すること
- (5) その他、基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと

3 施設類型などに応じた対策

別紙1「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」、別紙2「施設類型ごとの取組例」を参考とすること。

4 再開に当たっての留意事項

- ・指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者などとの協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- ・本ガイドラインを基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染予防対策ガイドラインを定めること。
- ・各施設における感染予防対策ガイドラインについては、村ホームページで公表することなどにより村民に明らかにし、その安心を確保すること。
- ・各施設における感染予防対策については、必要に応じて医師などに意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意	座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—	(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

【出典】 緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

施設類型ごとの取組例

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること